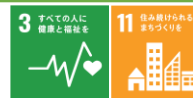


第4章 自分らしくいきいきとした生活をめざして



1 高齢者福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

①外出支援サービス（移送サービス）

＜現状と課題＞

車いすを必要とされる方の通院介助等の外出支援サービスを行うため、町補助を受けた社会福祉協議会が、車いすで乗降できるリフト付き自動車の貸出サービスを行っています。また、町外への移動も可能な福祉有償運送（移送サービス）も実施しています。

＜計画・実績＞

ハンディキャブ（車いす用リフト付き自動車）の貸出

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用延人数	計画	40	40	40
	実績	57	63	30

*令和2年度は見込み値

移送サービス

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用延人数	計画	80	80	80
	実績	37	49	40

*令和2年度は見込み値

【実績の評価・課題】

移送サービスの実績が計画値より低くなっていますが、継続的に利用されていた方の入院、施設入所などがあったことや、デマンドタクシーが埼玉医科大学まで運行していることと、移送サービス利用開始後に身体状況の変化により生活サポート事業や往診等其他のサービスに移行するケースが多いことによるものです。

＜今後の取り組み＞

要介護者等の増加に比例して、車の運転をしなくなる高齢者も増加することが予想されます。今後も外出支援サービス利用者に対し、自らの意思で自由に行動し、いきいきとした豊かな高齢期を送るために、運転協力員や送迎体制の確保・強化に努めます。また、事業の啓発・広報により、事業についての住民への周知に努めていきながら、その効果的な周知方法も検討していきます。

＜目標・見込み＞

ハンディキャブ（車いす用リフト付き自動車）の貸出

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数	計画	40	40	40

移送サービス

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数	計画	50	50	50

②家族介護者支援手当等

＜現状と課題＞

高齢者の在宅生活の継続と向上、家族介護者の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、介護保険法による「要介護5」の認定者を在宅で介護する家族に「家族介護者支援手当」を支給しています。

また、令和2年度には、従来の家族介護者支援手当受給者の要介護5のみならず、要介護3及び要介護4の在宅家族介護者支援手当受給者相当の方を対象とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とした「在宅家族介護者等慰労金」を支給しました。

＜計画・実績＞

ア 家族介護者支援手当（要介護5）

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支給実人数	計画	18	18	18
支給額		2,160,000	2,160,000	2,160,000
支給実人数	実績	17	17	17
支給額		2,145,000	2,235,000	2,340,000

* 令和2年度は見込み値

イ 在宅家族介護者等慰労金（要介護3、4、5）

	区分	要介護3	要介護4	要介護5
支給対象者数	実績	39	18	13
支給額		1,950,000	900,000	650,000

【実績の評価・課題】

月15,000円の支援を行うことにより、要介護5認定者の在宅介護における家族の経済的負担の軽減に今後も努めます。

施設入退所・医療入退院等による受給資格の有無については速やかな確認が必要です。

＜今後の取り組み＞

在宅介護を支援するため、家族介護者支援手当の支給を今後も実施します。

＜目標・見込み＞

ア 家族介護者支援手当

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象者	計画	18	18	18
支給額		2,520,000	2,520,000	2,520,000

③家事援助サービス（はとやまふれあい在宅サービス）

＜現状と課題＞

日常生活に支障のある方の調理や洗濯等の家事を、町民の協力により支援する在宅福祉事業で、町の補助を受けた社会福祉協議会が実施しています。高齢社会を反映して利用者数の増加が見込まれています。

＜計画・実績＞

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用延回数	計画	1,300	1,300	1,300
利用延時間		1,824	1,824	1,824
利用延回数	実績	2,083	2,281	1,900
利用延時間		2,436	2,404	2,050

* 令和2年度は見込み値

【実績の評価・課題】

高齢や障害等により日常生活で援助を求めている方に、家事援助などの軽易な日常生活上の支援を行いました。いずれも計画数値よりは実績が多くなっており、需要が高くなっています。今後も社協協力会員の充実及び住民への周知により地域福祉の一助となるべく努力します。

＜今後の取り組み＞

サービスを必要とする高齢者の自立した日常生活を支援するため、地域の人々の協力のもと、今後も継続して実施します。なお、外出の支援等、高齢化の進展とともに高まるニーズに対応すべく担い手の確保や制度の一部改正を実施します。

＜目標・見込み＞

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延回数	計画	2,300	2,500	2,600
利用延時間		2,520	2,720	2,820

④配食サービス事業

<現状と課題>

単身高齢者等の食生活の改善を図り、健康を保持するとともに安否確認を行うことを目的に、社会福祉協議会が実施しています。

65歳以上の高齢者のみ世帯、単身高齢者世帯で、3親等以内の親族が居住又は隣接する家屋に住んでいない方、障害により調理が困難な方を対象とし、週4日まで、昼食をお届けしています。

しかし、財源の枯渇及び食材料等の経費の高騰に伴い、事業の存続化のため、令和元年度より個人負担を見直しました。

<計画・実績>

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用実人数	計画	140	140	140
利用延配食数		14,700	14,700	14,700
利用実人数	実績	128	69	31
利用延配食数		11,114	5,522	4,308

* 令和2年度は見込み値

【実績の評価・課題】

利用者の入院や施設入所、また利用料金の適正化等により利用実人数は大幅に減少しました。当該事業は見守りを目的としたものであるため、安否確認が必要な方に対して適切な見守りができるように、事業の制度目的について周知が必要です。

<今後の取り組み>

高齢者に栄養のバランスのとれた食べやすい食事を提供するとともに、利用者の見守り等による安否確認を継続して実施していきます。

また、今後も配食事業を継続するために、対象となる方の要件を再検討して、事業の適正利用を促進していきます。

<目標・見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	30	30	40
利用延配食数		6,000	6,000	8,000

⑤ふれあい会食会

<現状と課題>

高齢者の交流の場を確保し、孤独感を解消するとともに、閉じこもりを防止するため、70歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯を対象として年6回の会食会を秋季から冬季にかけて開催しています。

<計画・実績>

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	計画	2	2	2
参加延人数		90	90	90
開催回数	実績	2	2	0
参加延人数		33	38	0

* 令和2年度は見込み値

【実績の評価・課題】

開催回数は当初計画より少なくなっていますが、参加者からの食事内容に対する意見等は概ね良好です。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、事業を休止しました。

<今後の取り組み>

高齢者向けの会食会については、地域内のボランティア団体等により実施ができるように側面的な支援を行い、社協が直接開催する「ふれあい会食会」事業は令和元年度末で終了とします。

⑥緊急通報システム

<現状と課題>

単身高齢者世帯や、世帯員の就労等により日中ひとりになる高齢者等へ、緊急事態に対処する手段を確保し、在宅生活の不安解消を図るための事業です。

具合が悪くなった高齢者等が、自宅に置かれた緊急通報装置のボタンを押すと、ガードセンターで受信され、状況に応じてガードマンが駆け付けるシステムです。

なお、装置を押さずに倒れるなど、システム設置者の動きをセンサーが24時間感知しなかった場合にも「安否確認センサー」がガードセンターに通報し、ガードマンが駆け付けることになっています。

また、装置についている通話機能によりコールセンターとの日常的な会話等も行えます。

<計画・実績>

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用実人数	計画	55	55	55
	実績	48	50	53

※令和2年度は9月末現在

【実績の評価・課題】

利用者が発する緊急通報で、在宅にて利用者の動きがないと警報を発するもので、民間警備会社「アルソック」と委託契約を結び、365日体制で迅速に対応しています。

しかし、誤操作による呼び出しを受ける回数も少なくないので、利用者には利用について注意喚起が必要と思われます。

＜今後の取り組み＞

在宅での日常生活における不安を解消し、生活の安全を守るために今後も継続して実施します。また、引き続き民生委員を介した対象者の把握やPRに努めます。

＜目標・見込み＞

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	55	55	55

⑦認知症検診

＜現状と課題＞

認知症は早期発見及び早期治療によって、進行の遅延を図ることができます。潜在化する認知症予備群である方を如何に治療につなげることができるかが、認知症の方が住み慣れた地域で暮らす上で非常に重要となります。そのため、70歳及び75歳到達の高齢者を対象に個別検診による認知症検診を実施して、認知症予防等の視点からの施策の充実を図ります。

＜実績＞

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症検診	70歳	70人(16.2%)	58人(15.4%)	62人(20.0%)
	75歳	72人(23.2%)	62人(24.0%)	63人(25.5%)
	合計	142人(19.1%)	120人(18.9%)	125人(22.4%)

※令和2年度は見込み

＜今後の取り組み＞

対象年齢及び健診機関の拡充を検討し、高齢者に対し幅広く認知症健診の機会を提供し認知症の予防に努めます。

(2) 施設福祉サービスの充実

①総合福祉センター

<現状と課題>

総合福祉センターは、機能回復訓練室、教養娯楽室等を整備した施設であり、高齢者の健康増進、教養の向上、高齢者相互の交流や親睦を図る場として、総合的にサービスを提供しています。

また、高齢者の健康増進や疾病予防を行うための、総合的な生活支援の拠点施設と位置付けており、教養講座の開催や各種介護予防情報等の提供を積極的に展開するとともに、高齢者相互の交流や親睦を図る場として活用されています。

<実績> 総合福祉センター 利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	12,889人	12,212人	1,957人
開館日数	299日	224日	83日
1日平均利用者数	43.1人	54.5人	23.6人

※令和2年度は9月末現在

【実績の評価・課題】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、4月から5月にかけては閉館しましたが、施設の利用について1日あたり約50人の利用実績があり、町内の高齢者の相互の交流を図る場として利用されています。

平成7年より稼働している本施設は、施設の老朽化が進んでいることから、平成29年度より男女浴場の利用を一次休止しています。

<今後の取り組み>

総合福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上等を目的とし、高齢者に広く開放されていますが、個別施設管理計画の策定を進め、大規模改修(修繕)等と施設の管理形態や運用方針等を検討していきます。

②鳩ヶ丘のびのびプラザ

<現状と課題>

鳩ヶ丘のびのびプラザは趣味活動や介護予防のための各種教室などを開催し、高齢者相互の交流や親睦を図るために平成15年11月に鳩山ニュータウンにある鳩丘小学校(現鳩山小学校)の余裕教室を有効利用して設置された施設です。町内の60歳以上の方なら誰でも利用することができ、施設利用料は無料となっています。健康体操、俳句、切り絵、絵手紙、パソコン教室など高齢者の趣向に応じた活動内容となっているため利用者は年々増加しています。

また、令和2年度には新型コロナウイルス感染予防対策として空気清浄機を設置するなど、感染症予防対策を講じて、利用者の安心感の醸成を図りました。

＜実績＞のびのびプラザ 利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	10,043人	8,636人	1,057人
開館日数	340日	308日	91日
1日平均利用者数	29.5人	28.1人	11.6人

※令和2年度は9月末現在

【実績の評価・課題】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、4月から5月にかけては閉館し、6月から7月は土日休館、8月から9月は日曜休館としたため、利用者数が減少しましたが、無料で開放されている高齢者の集会施設として広く近隣住民に利用されています。自主教室数も年々増加しており、趣味や介護予防を通じた高齢者同士の親睦が図れています。

また、小学校の空き教室を利用していることから、夏休みは習字や手芸、料理教室等、子どもたちとの交流事業も実施しています。

＜今後の取り組み＞

高齢者が利用しやすい環境の整備に努め、高齢者が自主的に各種教室を開くことができるよう新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で、更なる利用の促進を図ります。

③多世代活動交流センター

＜現状と課題＞

現在、多世代活動交流センター内の健康づくりトレーニング室を使用し、大東文化大学スポーツ・健康科学部との連携事業として「高年者トレーニング教室」を実施しており、教室修了後も自主活動グループとしてトレーニングを継続できる体制を整備しています。

＜計画・実績＞

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教室参加者数	計画	30	30	30
自主活動グループ数		6	6	6
教室参加者数	実績	22	0	33
自主活動グループ数		11	11	11

* 令和2年度は見込み値

【実績の評価・課題】

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元年度のトレーニング教室は中止、令和2年度は感染予防に注意して実施し、修了後にはトレーニングの継続実施に向けた支援を行いました。

また、健康づくりトレーニング室の利用枠が限られていることから、今後は既存自主活動グループへの参加を促したいと考えています。

<今後の取り組み>

十分な新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行い実施していくとともに、教室修了後にトレーニングを継続できる体制の整備に努めます。

<目標・見込み>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教室参加者数	30	30	30
自主活動グループ数	13	14	15

④サービス付き高齢者向け住宅**<現状と課題>**

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が安心して住める住まいとして、①バリアフリー化、②状況把握サービス・生活相談サービス等への対応が図られた高齢者向けの賃貸等の住まいです。第5期計画期間内に第4期計画期間に設置相談があった2法人により87戸整備されました。

<今後の取り組み>

本計画期間内の町内へのサービス付き高齢者向け住宅の設置にあたっては、町内に87戸整備されていることから、今後は町内の高齢者の入居希望及び介護保険サービス事業への影響等を勘案し整備することとします。

また、入居者の安全を確保するため、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針等に基づき埼玉県と連携して指導等を行います。

⑤有料老人ホーム**<現状と課題>**

有料老人ホームは、常時1人以上の高齢者が入所して、生活サービスの提供をうけることを目的とした施設で老人福祉施設とは異なる施設です。

<今後の取り組み>

本計画期間内の町内への有料老人ホームの設置にあたっては、町内にサービス付き高齢者向け住宅が87戸整備されていることから、今後は町内の高齢者の入居希望及び介護保険サービス事業への影響等を勘案し整備することとします。

また、入居者の安全を確保するため、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針等に基づき埼玉県と連携して指導等を行います。

⑥ケアハウス**<現状と課題>**

ケアハウスは心身機能の低下等により独立して生活することが不安であり、かつ家族の援助が困難な高齢者が入所する施設です。

<今後の取り組み>

近隣市町との調整を図りながら入所措置を円滑に進めるとともに、必要な入所定員の

確保についても、県など関係機関と連携して広域的な対応を検討していきます。

⑦養護老人ホーム

<現状と課題>

養護老人ホームは心身及び精神上の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者や住宅に困窮している高齢者が町の措置により入所する施設です。

現在のところ、待機者はいませんが、緊急時に入所措置が必要なことも考えられます。

<計画・実績>

	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	計画	1	1	1
	実績	1	1	1

* 令和 2 年度は見込み値

【実績の評価・課題】

老人福祉法に基づき、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置し、福祉の増進を図る事業です。

町の要綱により措置者及びその家族にも保護措置に係る費用を負担してもらっていますが、受益者負担額の倍以上の町の持ち出しが発生していることから、措置者の状況に合わせた他法の制度等への適用についても検討をしていきます。

<今後の取り組み>

近隣市町との調整を図りながら入所措置を円滑に進めるとともに、必要な入所定員の確保についても広域的な対応を検討していきます。

また、地域ケア会議、民生委員・児童委員との連絡を緊密にし、虐待等の案件が出た場合には、速やかに対処できるように努めます。

<目標・見込み>

	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	計画	1	1	1

⑧生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

<現状と課題>

生活支援ハウスは 60 歳以上の単身高齢者の方、または高齢者のみ世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方が利用する施設です。

<今後の取り組み>

近隣市町との調整を図りながら入所措置を円滑に進めるとともに、必要な入所定員の確保についても広域的な対応を検討していきます。

2 高齢者の生きがいつくりの充実

すべての町民が地域の一員として、健康で生きがいをもった生活を送るためには、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができる地域社会をつくる必要があります。そのため、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験と知識を地域活動などに活かすことができるよう、高齢者の生きがいつくりや社会参加の仕組みづくりが必要です。高齢者が余暇時間を利用して、住み慣れた地域で積極的に社会参加活動を行っていくことが大切です。

今後、自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、NPO、ボランティア団体、民間事業者等の地域の様々な活動主体と協力しながら、鳩山町総合計画でめざす将来像の「高年者が輝き、みんなが主役として活躍するまち」の実現をめざします。

(1) 自主的活動・地域交流の促進

①老人クラブ

<現状と課題>

本町では、民間事業者や団体等が、多様化する高齢者の需要に応じて、さまざまな社会参加の場を提供しています。

町内の老人クラブは、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象とした自主的な活動組織で、同一小地域に居住する方により組織され、地域ごとに教養の向上や健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流等に取り組んでいます。しかし、当町では、高齢化が進んでいるものの、60 歳から 70 歳の方の老人クラブへの未加入者が多く、会員数は減少傾向となっています。

単位老人クラブには、高齢者の生きがいや社会参加の促進を支援するため町から補助金を交付していますが、各々の老人クラブで、社会奉仕活動や健康増進などの事業を積極的に実施するとともに若い世代の高齢者にも魅力ある組織づくりを進めていく必要があります。

また、町内単位老人クラブ会員で構成する町老人クラブ連合会へも補助金を交付し、友愛訪問などによる地域支え合い事業、ゲートボールやグラウンド・ゴルフ大会などの健康づくり事業、その他文化活動などを通して会員間やクラブ間の交流を図っています。

<実績>

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
クラブ数	15	15	15
会員数	830	789	774

※令和 2 年度は見込値

【実績の評価・課題】

町内各地区の老人クラブ自主事業として、交流事業・スポーツ事業・社会奉仕活動等、実施しています。構成会員が高齢化し、年々減少していることから各地区とも新規会員の獲得が懸案事項です。

＜今後の取り組み＞

今後も引き続き関係課及び社会福祉協議会等と協力のもと高齢者に対する生涯学習の機会を提供し、生涯学習活動への積極的な参加を促します。なお、今後も老人クラブ活動への支援を行い、活動の活性化を図ります。

（２）生涯学習活動の推進

①寿大学の開催

＜現状と課題＞

寿大学は町内老人クラブ連合会加盟の単位老人クラブ会員を対象としており、生涯学習の場を提供することにより、生活文化の向上と健康の増進を図ることを目的としています。活動は文化、教養など多岐にわたっており、高齢者が参加しやすい環境づくりに努めています。

高齢者の生活様式や価値観の多様化に応じて活動内容の工夫を図るとともに、多くの高齢者に参加してもらえるよう、広報紙等を通じて参加を呼びかけていく必要があります。

＜実績＞

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
・講演会「高齢者の生きがい」 ・勉強会「ごみ等の分別勉強会」	178	・講演会「大相撲界おもしろ裏話」	167	新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	
・県外研修会	86	・県外研修会	90		
・「町民の集い」への参加	127	・「町民の集い」への参加	132		
・ステージ発表会 ・振り込め詐欺注意喚起講話	153	新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	0		
合計延人数	544	合計延人数	389	合計延人数	0

※令和2年9月末現在

【実績の評価・課題】

毎年の事業計画について大きな変更はありませんが、講演会や町外研修等、内容を変更することで変化を持たせ、参加者に喜んでもらっています。

＜今後の取り組み＞

多くの高齢者が、各種講座へ参加してもらうため、開講予定や開講内容、開講結果などを広く町民に広報し、参加を呼びかけていきます。

また、高齢者の価値観や趣向に合わせたさまざまな講座の開催を、新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で、引き続き高齢者の価値観や趣向に合わせた事業を催していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の充実

<現状と課題>

日常生活の中にスポーツを取り入れ、適度な運動を継続していくことは、健康で長生きできる必須条件となるとともに、スポーツを通じて多くの方との交流を深めることで、喜びや生きがいがいづくりにもつながります。

本町では、高齢者が個々の身体状況に応じたスポーツ活動を楽しむことにより、心身の健康を保持・増進できるよう、ゲートボール、グラウンド・ゴルフなど軽スポーツの普及に努めています。

また、高齢者が安心して利用できる施設の整備・充実に努めるとともに、各種レクリエーションイベントや高齢者スポーツ大会等の開催を支援しています。

日頃から生活の中で、健康の保持・増進のために意識的に体を動かすなどの運動習慣がある方も増えていることから、今後は、高齢者が体力や能力に合わせて楽しくスポーツ活動に参加できるよう、広報紙等を通じて積極的に行事開催の案内や開催内容の紹介を行い文化・スポーツを通じた健康づくりと仲間づくりを支援していく必要があります。

<今後の取り組み>

高齢者のスポーツ活動を支援するとともに、高齢者がさまざまなスポーツ・レクリエーション等に親しむ機会の拡大に努めます。また、広報紙等を通じて行事開催の案内や開催内容を紹介します。

(4) 高齢者の就労活動支援

<現状と課題>

近年、高齢化が進み、高齢者の方々が長年培ってきた知識・経験・技能等を活用して社会に貢献したいと望んでいる方が増えていますが、景気の後退に伴い、高齢者の就業機会は少なくなっている状況です。本町においては、特に企業や商店も少なく就労の場は限られています。

そこで、町は生きがいの充実と地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターに補助金を交付して育成を図り、シルバー人材センターを中心に高齢者の就労機会の確保と生きがいを支援しています。

<実績>

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
登録者数	215	224	201
就労実人数	204	198	169

* 令和 2 年度は見込み値

<今後の取り組み>

本町において、高齢者の割合は年々増加していますが、高齢者の就労の場を提供するためにも、シルバー人材センターの重要性がさらに増しています。今後もシルバー人材センターで、就労先のニーズにあった技術の習得を図り、より多くの高齢者の就労の機会の確保を図り、高齢者の社会参加による生きがいをいづくりと活力の維持・拡大に努めます。

3 安全で暮らしやすい生活環境等の整備

(1) 居住環境の整備

<現状と課題>

高齢者や障害者が地域社会の中で自立した生活を送るためには、住宅をはじめとする生活環境の整備が必要です。そのため、それぞれのライフスタイルに応じた住居のバリアフリー化を推進していくことが求められています。

<今後の取り組み>

高齢者の生活の場が暮らしやすい福祉的配慮のある住まいとなるように、新築・改修の際には適切なアドバイスができるための対応策を検討します。

また、広報紙等を通じて高齢者に配慮した住宅や住宅改修に関する情報を提供します。

(2) 生活環境の整備

<現状と課題>

高齢者が安心して生活を送ることのできる「福祉のまち」づくりを進めるため、高齢者をはじめすべての人が利用しやすい公共施設や道路、交通機関などの整備等を行っています。

また、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者等を含むすべての人が個人として尊重され、さまざまな交流やふれあいの中で生きがいをもって生活することができる地域社会の実現をめざします。

<今後の取り組み>

埼玉県の条例に基づき、高齢者をはじめすべての町民が安全に安心して暮らしていくために、公共施設や公園等に手すりを取り付けたり、身体障害者用トイレ等を設置したりするなど高齢者にやさしい環境の整備に努めます。

既存の道路や交通機関などにおいても関係各所との調整をおこなうことにより、高齢者の移動に対する利便性の向上に努めます。

また、これから新設、改修する施設等については、手すりや身体障害者用トイレ等が整備されるように配慮します。さらに施設面だけでなく、情報、教育、人々の意識など、あらゆる分野の障壁を取り除き、住みやすいまちづくりをめざします。

(3) 交通事故や犯罪防止

＜現状と課題＞

鳩山町は、平成 21 年 2 月より死亡事故ゼロの状況が 10 年間継続するなど、県内でも交通事故が少ない状況下にあります。被害者及び加害者になりうる交通事故や年々巧妙化する犯罪など、高齢者を取り巻く様々な問題から高齢者を守るとともに、住み慣れた環境で安心して暮らせるまちづくりを今後も進める必要があります。

＜今後の取り組み＞

高齢者の交通事故を防止するため、警察や西入間地区交通安全協会などと連携を図りながら、死亡事故ゼロの活動を継続して、街頭活動・交通安全講座などを通じて交通安全運動を推進し、町民一人ひとりの交通安全意識を高めます。

また、いわゆる「振り込め詐欺」など高齢者をねらった犯罪を防止するため、警察や西入間地区地域安全推進連絡協議会などと連携を図りながら、振り込め詐欺防止キャンペーンなどを実施し犯罪被害の防止に取り組めます。

(4) 持続可能な公共交通網の整備

<現状と課題>

第7期計画における目標は、「公共交通の再構築 ①町内の北部地域と高坂駅・越生駅間を結ぶ町営路線バスを運行。②町内循環バスや民間路線バスの運行経路の見直しにより町内外の拠点間を連携する公共交通の骨格を構築。また、その骨格が有効に機能するよう③乗り継ぎターミナルの整備及び④運賃体系の見直しを行うことで、公共交通の利便性の向上」でした。

そこで、平成31年3月に策定した『鳩山町地域公共交通再編実施計画』に基づき、令和2年1月に①町営路線バスの越生駅延伸、及び、②町内循環バスの見直し経路による運行を実施し、その一環で③大橋バス待合所兼運転手休憩所の整備、④運賃の消費税対応、ワンコイン運賃の維持、越生行き運賃体系の創設も行い、第7期計画で掲げた、地域公共交通の再構築という目標は完了しています。

しかし、新型コロナの流行により移動方法が変わったためか町営路線バスの利用が減っています。また、高齢化の進展のためか、町内循環バスの利用も減っています。

少子高齢化による町税減少のなか、ニーズを満たしつつ、町財政負担の少ない効率的な運行により、持続可能な交通とする必要があります。

<今後の取り組み>

公共交通ニーズ調査によりニーズを把握するとともに、持続可能性を向上させるための見直しを行います。